

第5章 介護保険サービスの提供体制の整備

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう「介護保険制度の運営」「介護保険サービスの質の向上」により、必要な介護サービスを提供できる体制を整備します。

1 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護保険制度の普及啓発

高齢者やその家族が介護保険制度に対する理解や認識を深めることは、サービスの円滑な利用や介護保険の安定的な運営の基本となります。

そのため、広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより、介護保険制度に関する情報を提供するとともに、各種行事や出前講座などを通して制度の普及啓発を積極的に行います。

(2) 介護保険サービスの基盤整備

高齢者が、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、現在のサービス提供状況や要介護認定者数の推移などを踏まえて、計画的に介護サービス基盤の整備を行います。

方向性としては、国の方針等を踏まえて在宅サービスを充実させるとともに、今後の需要予測に応じた施設サービスの整備誘導に努めます。

また、事業用地や採算性の問題から、日常生活圏域ごとの整備誘導が困難な状況にかんがみ、サービス提供区域に偏りが生じないように配慮することを前提として、市内全域の整備数を示すこととしました。

第7期計画期間中には、介護老人保健施設1施設（定員100人）と、小規模多機能型居宅介護（定員29人）1か所を整備します。

ア 施設・居住系サービス

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ※地域密着型介護老人福祉施設を含む

施設概要	<p>○身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者が入所する施設です。</p> <p>○入浴や排泄、食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。</p>
現状	<p>○登別市には介護老人福祉施設 2 施設（定員計 200 人）があります。また、平成 30 年 4 月には地域密着型介護老人福祉施設 1 施設（定員 29 人）が開設する見込みです。</p> <p>○平成 29 年 3 月の登別市民の入所者数は 190 人で、登別市内の施設に約 130 人、他市町村所在の施設に約 60 人が入所しています。</p>
整備の考え方	<p>○入所者の 95%が後期高齢者であるため、後期高齢者の人口推計を基に、他市町村所在の施設を利用できる広域型のサービスであることを踏まえて今後の需要予測を行いました。平成 30 年 4 月に地域密着型介護老人福祉施設が開設されることにより、第 7 期計画期間中の入所待機者は、現在よりやや少ない数で推移するものと見込まれます。</p> <p>○第 8 期については、在宅サービスの提供状況を踏まえて整備の可否を検討します。</p>
整備内容	<p>○新規整備は行わず、在宅サービスの充実により対応を図ります。</p>

・介護老人保健施設

施設概要	<p>○病状が安定期にある要介護者が入所する施設です。</p> <p>○看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話等を行います。</p>
現状	<p>○登別市には 1 施設（定員 100 人）があります。</p> <p>○市内施設入所者のうち、登別市民の割合は約 80%です。平成 29 年 3 月の利用者数は 167 人で、約 80 人が市内施設に、約 87 人が他市町村所在の施設に入所しています。</p>
整備の考え方	<p>○広域型のサービスであるため、他市町村所在の施設に入所することが可能です。</p> <p>○関係機関からは、医療処置が必要な方への受け皿として、整備を望む声が多く聞かれました。</p> <p>○1 法人が、第 7 期期間中に医療療養病床から転換する意向を示しています。</p>
整備内容	<p>○第 7 期計画期間 1 施設（定員 100 人）の整備を行います。</p>

・介護療養型医療施設

施設概要	<p>○病状が安定期にある長期療養患者が入所する施設です。</p> <p>○療養上の管理や看護、医学的管理下の介護等の世話をを行います。</p> <p>○国の方針により、2023（平成 35）年度末までに他施設に転換し、廃止することとされています。転換先としては介護老人保健施設等が考えられるほか、平成 30 年 4 月以降には、新たな施設類型である介護医療院の創設が可能となります。</p>
現状	<p>○登別市には 1 施設（定員 30 人）があります。</p> <p>○平成 29 年 6 月末時点の利用者は 31 人となっています。</p>
整備の考え方	<p>○平成 24 年度以降は、新設が認められていません。</p> <p>○介護医療院については、事業者の意向を踏まえて今後の動向を注視し、整備の要否を検討します。</p>
整備内容	<p>○整備は行いません。</p>

イ 居宅サービス

・特定施設入居者生活介護

施設概要	<p>○介護サービスの提供が可能な有料老人ホーム等で、食事・入浴など日常生活の介護や機能訓練が受けられます。</p>
現状	<p>○登別市には 4 か所（定員計 202 人）があります。</p> <p>○特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム等もあり、介護を必要としない方もそれぞれのニーズに応じた住居に入居できます。</p>
整備の考え方	<p>○養護老人ホームは、市町村長の措置により入所するものであり、待機者も多くなく、近隣市町村所在の空き施設に入所できるため、新たな整備の必要はないと判断します。</p> <p>○その他の特定施設は、民間事業者の需要予測に応じた市場原理が働く余地が大きいことから、事業者が参入しやすいよう、要介護認定者数の推計値など、需要予測に資する情報を発信していきます。</p>
整備内容	<p>○新たな整備は行わず、在宅サービスの充実等により対応を図ります。</p>

・その他の居宅サービス

現状	<p>民間事業者の参入により、適正に提供されています。</p>
整備の考え方	<p>○介護保険制度は、民間事業者の参入により柔軟なサービスを提供するものです。</p> <p>○高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増える見込みであり、若年性の認知症患者も増加傾向であることから、認知症対応型通所介護の整備について、今後、検討を進めます。</p> <p>○高齢者が可能な限り在宅での生活を継続することができ、地域において生活ができるようなサービスを確保するため、今後の高齢者人口等の推計値を公表するなど、事業者との連携に努めます。</p>
整備内容	<p>○整備するサービスは別途記載します（小規模多機能型居宅介護）</p>

ウ 地域密着型サービス

・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

施設概要	○認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
現状	○登別市には7か所（定員計117人）があります。 ○待機者について、平成29年7月1日時点で早期の入所を希望しているのは11人です。事業所間で情報共有等を行っているため、短い待機期間で入居が可能な状況です。
整備の考え方	○認知症高齢者数の推計を基に需要を予測し、第7期中は概ね需給が均衡するものと見込んでいます。 ○第8期以降、認知症高齢者数が増加し、在宅での介護が困難となるケースが多くなることが見込まれるため、他施設等の入所状況を見ながら整備の必要性を見極めます。
整備内容	○第7期計画期間 整備は行いません ○第8期以降については、第7期計画期間中に需要予測と事業者との情報共有を行い、整備を検討します。

・小規模多機能型居宅介護

施設概要	○通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することで、居宅における生活の継続を支援するサービスです。
現状	○登別市には1か所（定員25人）があります。 ○介護サービス事業者調査で、最も整備要望の高かったサービスです。 ○サービスの性質上、居住地域が事業所から遠い方の利用が難しくなっています。
整備の考え方	○地域包括ケアシステムの構築に当たり、居宅サービスを充実させることが国の方針として示されています。 ○在宅介護を希望しながら、サービス不足を理由に施設入所を余儀なくされる高齢者に対応することができ、施設入所待機者の増加を抑制することが期待できます。 ○随時の訪問や宿泊が可能なサービスのため、介護者の負担軽減に繋がり、介護離職対策としての効果が期待されます。 ○医療ニーズの高い高齢者に対して、現在は訪問看護ステーションと連携して対応していますが、訪問看護サービスを一体的に提供することで地域における多様な療養支援が可能となる看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）について、今後の医療ニーズ増大を見据えて整備の要否を検討します。 ○事業の参入において採算性などの運営課題を持つ事業者に対して、要介護認定者数の推計値など、需要予測に資する情報の収集・提供等に努め、参入の支援を行います。
整備内容	○第7期計画期間 1事業所（定員29人）を整備します。 ○第8期以降については、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の整備を検討します。

(3) 介護給付の適正化

介護給付の適正化は、適切な要介護（要支援）認定を行ったうえで、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高めて、持続可能な制度の構築に資するものです。

そのため、登別市では次の3事業に重点を置き、取り組みます。

計画期間（介護給付適正化計画）平成30～32年度

表 介護給付の適正化の主要事業

No.	事業	内容
1	要介護（要支援）認定の適正化	<p>（内容・実施方法）</p> <p>要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市職員が訪問又は書面等の審査を通じて点検を行います。</p> <p>（目標）</p> <p>市職員が認定調査の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。</p>
2	ケアプラン点検	<p>（内容・実施方法）</p> <p>介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防計画等の記載内容について、事業者に資料提出を求め又は訪問調査を行い、点検及び指導を行います。</p> <p>（目標）</p> <p>ケアプラン点検を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。</p>
3	縦覧点検、医療情報との突合	<p>○縦覧点検</p> <p>（内容・実施方法）</p> <p>受給者ごとに介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日時等の点検を行います。</p> <p>（目標）</p> <p>点検を行うことにより、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。</p> <p>○医療情報との突合</p> <p>（内容・実施方法）</p> <p>受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、サービスの整合性の点検を行います。</p> <p>（目標）</p> <p>医療と介護の重複請求の排除を図ります。</p>

(4) 介護保険料の収納率向上

介護保険料の確実な収納は、制度運営の根幹をなすものであり、被保険者の負担の公平性の観点からも重要です。

そのため、制度の趣旨や内容の周知、納付相談の実施、口座振替の推進などにより自主納付意識を高めるとともに、滞納者については、生活実態や滞納原因を十分に把握しながら収納対策に取り組み、収納率の向上を図ります。

2 介護保険サービスの質の向上

(1) 介護サービス事業者への支援・指導

利用者の自立支援や高齢者の虐待防止、身体拘束の廃止など、サービスの質の確保・向上を目的とし、利用者へ適切なサービスが提供されるよう事業者への指導・助言を行います。また、北海道や関係機関と連携しながら、事業者の法令遵守等の体制整備に努めます。

(2) 介護従事者の人材確保・育成

介護サービス事業者調査では、資格を有する介護職員の不足傾向は見られるものの、職員の定着率について、定着率は良い 26.7%、どちらかという定着率は良い 63.3%となっています。定着率が良い理由は、「コミュニケーションの向上の取組」「キャリアアップ制度の導入」「相談体制の確保」が上位となっています。

介護従事者の人材の確保や育成については、本市においては、北海道等と連携し事業の周知啓発や従事者に対する情報提供するとともに、介護事業者等と連携した各種研修などを実施します。

(3) 苦情・相談体制の整備

被保険者が適切かつ円滑にサービスを利用することができるよう、相談や苦情に対し適切かつ迅速な対応を行い、地域包括支援センターなどの関係機関とも連携を図りながら、適切に対応します。

また、介護保険制度における苦情処理機関として位置づけられている国民健康保険団体連合会や北海道とも連携し、事業者への指導・助言を行います。

